

市民会館跡地エリア活用ワークショップ業務委託仕様書

この仕様書は、市民会館跡地エリア活用ワークショップ業務委託について、業務の内容及び受託者が遵守しなければならない仕様を示すものである。

1 件名

市民会館跡地エリア活用ワークショップ業務委託

2 業務の目的

茨木市（以下「本市」という。）が、平成30年度に策定作業を進める「茨木市市民会館跡地エリア活用基本計画」に市民意見を反映し、また、参加意識の醸成等を図る目的で行うワークショップ及び芝生を使った社会実験について、企画・運営等を支援することを目的とする。

3 委託する業務の内容

本業務を受託した事業者は、次の業務を行う。

(1) ワークショップの実施

ア ワークショップの企画・運営（施設編、広場編各2回程度）

・施設編…施設の機能やレイアウト等について話し合い、基本計画策定の参考とする。

・広場編…どのような広場にしたいか話し合い、基本計画策定の参考とする。また、広場活用社会実験の企画を考え、実践に移す。

イ ワークショップ開催に関する広報・PR支援

ウ 意見集約、分析、課題整理

エ 電子成果品作成（ワークショップ結果報告書 1部）

(2) 広場活用社会実験の実施

ア 社会実験の企画・運営支援

イ 社会実験の準備（カフェ小屋等設営、設備レンタル、各種消耗品準備、デッキ作成、サイン表示等必要な整備）

ウ 参加者募集、広報、PR支援

エ 芝生化（300㎡程度、芝貼り・撤去をワークショップで行う）

オ 意見集約、分析、課題整理

カ 電子成果品作成（社会実験結果報告書 1部）

【参考】実施スケジュール（案）

平成30年5月～7月 施設、広場ワークショップ 各2回程度

平成30年8月下旬～9月上旬 社会実験広場設営等準備（芝生化）

平成30年9月中旬～11月中旬 社会実験実施

平成30年11月下旬 芝生撤去

(3) 共通する内容

ア 協議打合せ

イ 業務報告書作成

ウ 受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

4 成果品

本業務の成果品として、次のものを提出する。編集については、市担当者とは十分協議することとし、紙媒体のほか電子データ（CD-R に入力）でも納品すること。

(1) 業務報告書 1部

(2) 業務報告書を記録した電子媒体 一式

5 契約期間

本業務の契約期間は、平成30年4月2日から平成31年3月31日までとする。

6 委託料の支払い

本業務の委託料は、全額を業務終了後に支払う。

7 その他遵守事項

(1) 成果品にかかる著作権は茨木市に帰属することとする。

(2) 業務が完了し、または、契約期間が満了した後であっても、内部に不備・不完全な部分が発見された場合は、受託者の負担と責任で直ちに補正すること。

(3) 本仕様書記載事項及び本業務遂行上疑義が生じたときは、速やかに市と協議し、本業務に支障のないよう努めなければならない。

(4) 本仕様書は、本業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記が無い事項については市と協議の上これを決定する。